

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三洋堂書店香芝店

所在地 香芝市別所一二三―一ほか

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 今回計画されている駐車場の確保に関して、農地法等の法令を遵守し、必要な手続をすること。

2 騒音、振動、悪臭及び水質汚濁については、生活及び自然環境に悪影響を及ぼさないよう十分注意をし、万一苦情が出た場合は責任を持って早急に対処すること。

3 工事により生じる廃棄物については、各法令を遵守し、責任を持って処理すること。

4 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を厳守すること。

5 幼児の通園並びに児童及び生徒の通学並びに通学路の安全確保のために、次の事項について厳守いただきたい。

- ・ガードマンの配置等により、幼児、児童及び生徒の安全を確保すること。
- ・危険性が想定される場所には、立入禁止等の安全標識を設置すること。
- ・通学時間帯の搬出入車両及び来客者には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。
- ・その他一切の危険防止に努めること。

6 申請地が、周知のとおり埋蔵文化財包蔵地（遺跡）である「別所石塚古墳」の範囲内に該当する。届出が必要な場合があるので、市教育委員会生涯学習課文化財係に相談すること。

7 計画の変更後も引き続き、広報誌等の配布の要不要を含め、地元自治会との関係について別所自治会長と十分に協議すること。

8 右折入場をすることで、繁忙時に別所交差点に影響が出ないように、対策をと。

9 本件店舗駐車場出入口の歩道切下げの傾斜角が大きいため、進入する車が車底部を擦る事象が報告されている。駐車場と一体的に利用されている切下げ部分を見直

していただき、上記事象の解消を要望する。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和元年十二月六日から令和二年一月六日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで